

# 医療における情報(薬剤)の標準化を考える

211

医療データ活用基盤整備機構

折井 孝男

## 医療情報全体を通して②

経済産業省では、標準化について、社会的課題の解決を促進し、わが国産業の国際競争力を強化していく上で大きな役割を担っており、「成長戦略」や「知的財産推進計画」などで、わが国産業の国際市場での優位性を確保するため、戦略的に行うこと明確に位置づけ

られている。こうした方針のもと、「近年標準化の対象がサービス分野や業種横断的な社会システム分野等にも拡大している状況や、コロナウイルスによるリモート化・非接触といった技術サービス等の急速な社会への普及という変化を生んできたこと」を、

医療分野ではどうかということを考えてみたい。医療の分野では、システム側、医療機関側に合わせて、多様化しているのではないだろうか。例えば、一つの医療機関の中だけで情報を活用するだけであれば、その病院の中で稼働しているシステムとシステムとの間

で情報のやり取りができればよいにすれば良いので、何も標準化する必要はないと思う。しかし、病院の中には様々な部門があり、各部門で稼働しているシステムと病院情報システムのデータ交換を考えた場合、何もせずに問題なくできるわけではない。さらに、病院における情報システムは、一度導入すれば永久にそのままと

### 医療情報の標準化

- ・ ISO (International Organization for Standardization) の技術委員会である TC215.HL7 (Health Level Seven) などが行う。
- ・ WHO (World Health Organization)
- ・ DICOM (Digital Imaging and Communications in Medicine)

いうわけにはいかない。システムにも寿命があり、一定の期間が過ぎれば新しいシステムに更新する必要がある。病院情

報システムを更新する場合、同じベンダーであればデータの更新はほとんど問題なく移行することができるが、ベンダーが異なる場合には、データをそのまま移行できるとは限らない。データ等の標準化ができていない場合、データを移行するために莫大な予算が必要となり、今まで保有してきた患者の貴重なデータを移行できない等の問題も発生することがある。

医療機関における電子カルテ等には、長期間にわたる患者のデータが含まれている。そのような意味で電子カルテは、長期診療情報データベースとして、医療にかかわる研究データの宝庫と言える。このような患者データを利活用した研究は、患者の予防、診療、治療のために必須である。このことを可能とするためには、医療情報の標準化、つまり取り決めというものが必要となる。標準化には用語、コード、データの長さなど様々な、非常に広い範囲に及んでいる。システム更新時、ベンダーに依存することなく、医療機関で医療情報のやり取りができるようになる必要がある。この取り決めが標準化と言える。

現在、一つの医療機関だけでなく複数の医療機関が連携して患者を診るという地域連携の動きが活発になっている。特に関連する医療機関で連携して診療を行うため、情報の共有という問題を避けては通れない。医療機関ごとに採用しているシステムの間で情報の受け渡しができなければならぬ。標準化は、国内だけでなく、国外ではどのように行われているのだろうか。標準化がしっかりと実施されているとは言えないが、医療情報システムベンダーや医療機関の都合に合わせて、かなり多様化・複雑化しているのが現状である。必ずしも標準化が十分ではない状況であり、国内も国外も同じような問題を抱えているようだ(表)